

特別支援教育の推進

令和6年8月

兵庫県教育委員会事務局

特別支援教育課

目 次

特別支援教育の推進

令和6年度特別支援教育課施策体系表	3
-------------------------	---

1 特別支援教育の現状	4
--------------------------	---

2 兵庫県における特別支援教育の推進	7
---------------------------------	---

連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）	8
------------------------------------	---

Ⅰ 多様性を認め合い、共に過ごすための条件整備の推進	8
----------------------------------	---

Ⅱ 一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における指導・支援 の充実	14
---	----

Ⅲ すべての教職員の学びの継続による専門性の向上	20
--------------------------------	----

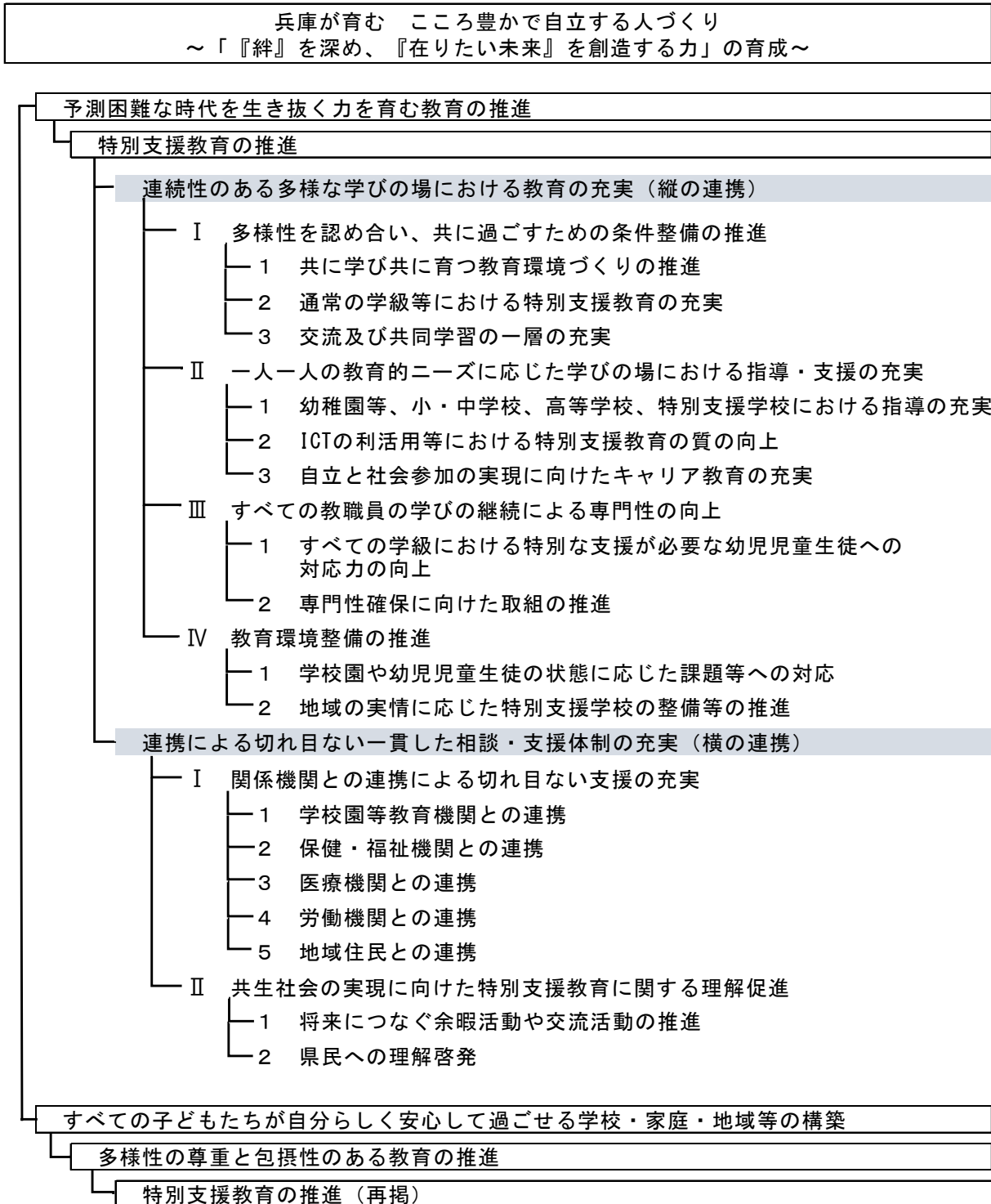
Ⅳ 教育環境整備の推進	24
-------------------	----

連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）	29
--------------------------------------	----

Ⅰ 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実	29
-------------------------------	----

Ⅱ 共生社会の実現に向けた特別支援教育に関する理解促進	34
-----------------------------------	----

令和6年度 特別支援教育課 施策体系表



1 特別支援教育の現状

1 障害のある子どもの学びの場

種類	概要 (規定される関係法令等)	校種				障害種別								
		幼	小	中	高	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	言語	情緒	自閉症	LD等
特別支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に進ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。 (学校教育法第72条)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/
特別支援学級	小学校、中学校等において障害のある幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。 (学校教育法第81条)	/	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	/	
通級による指導	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。 (学校教育法施行規則第140条及び第141条)	/	○	○	○	-	○	/	-	-	○	○	○	○
通常の学級	小学校、中学校、高等学校等にも障害のある児童生徒が在籍しており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っている。 ※発達障害等、特別な教育的ニーズのある児童生徒が通常の学級に在籍(8.8%(小・中学校)、2.2%(高校)程度の在籍率)	○	○	○	○					○				

注 「-」は、設置可能だが県内の設置なし

2 学校（学級、教室）数、幼児児童生徒数

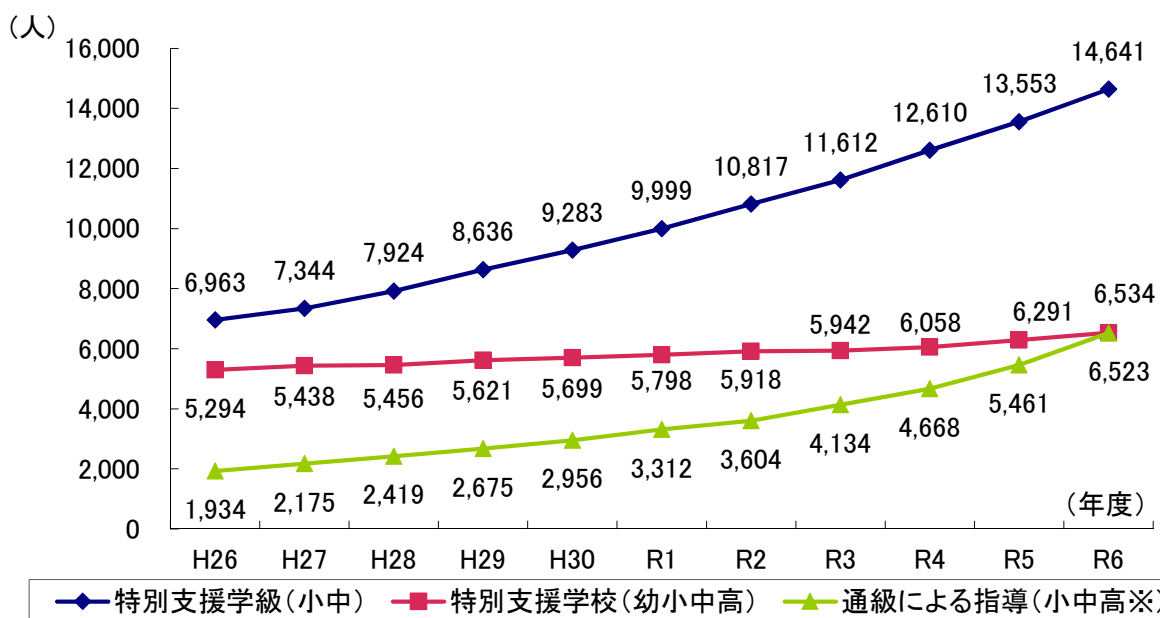
（令和6年5月1日現在）

区分	学校 (学級・教室) 数合計	障害種別										児童 生徒数	
		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	言語	情緒	自閉症	LD等			
特別 支援 学校	国	1			1								53
	県	29	1	5	25	4	2						4,555
	市	19	1		9	14	2						1,926
	計	49校	2	5	35	18	4						6,534
特別 支援 学級	小学校	2,296	13	44	929	180	37			1,093		10,957	
	中学校	890	9	23	358	60	21			419		3,684	
	計	3,186学級	22	67	1,287	240	58			1,512		14,641	
通級 による 指導	小学校	329		50					288	292	1,386	2,750	4,766
	中学校	119							3	128	468	885	1,484
	高等学校	54								13	122	93	228
	県立聴覚	6		45									45
	計	508教室		95						291	433	1,976	3,728

注 特別支援学校数合計は、複数障害の併置校があるため、障害種別の合計とは一致しない。

3 幼児児童生徒数の推移

（各年度5月1日現在）



※高校はR2から追加

4 障害種ごとの特別支援学校設置状況

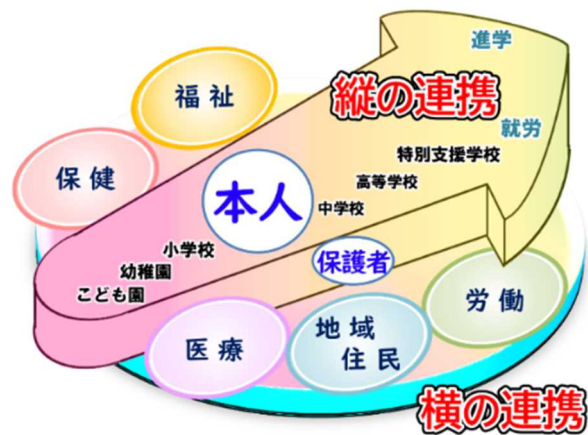
設置者		学校名	設置学部						障害種別					備考	
			保育相談部	幼稚園部	小学部	中学部	高等部		専攻科	視覚	聴覚	知的	肢体		病弱
							普通科	専門学科							
国	1	神大附属			○	○	○				○				
県	1	視覚		○	○	○	○	○	○	○					
	2	神戸聴覚	○	○	○	○	○	○		○					
	3	こぼと聴覚	○	○						○					
	4	姫路聴覚	○	○	○	○	○	○		○					
	5	豊岡聴覚		※	○	○				○	○			※幼稚園部は聴覚のみ	
	6	のじぎく		※	○	○	○				○	○	○	※幼稚園部は肢体のみ	
	7	神戸			○	○	○				○	○			
	8	西神戸高等						○			○				
	9	阪神			○	○	○				○				
	10	むこがわ			○	○	○				○				
	11	芦屋			○	○	○				○				
	12	こやの里			○	○	○				○				
	13	阪神昆陽						○			○				
	14	川西カリヨンの丘			○	○	○				○				
	15	上野ヶ原			○	○	○				○		○		
	16	高等						○			○				
	17	氷上			○	○	○				○				
	18	いなみ野			○	○	○				○				
	19	東はりま			○	○	○				○				
	20	北はりま			○	○	○				○				
	21	姫路			○	○	○				○				
	22	姫路しらさぎ			○	○	○				○				
	23	播磨					※	○			○	○		※普通科は肢体のみ	
	24	西はりま			○	○	○				○				
	25	赤穂			○	○	○				○				
	26	出石			○	○	○				○				
	27	(みかた校)			○	○	○				○				
	28	和田山			○	○	○				○	○			
	29	あわじ		※	○	○	○			○	○			※幼稚園部は聴覚のみ	
市	1	盲		○	○	○	○	○	○						
	2	友生		※	○	○	○				○	○	○	※幼稚園部は肢体のみ	
	3	青陽灘高等					○			○					
	4	灘さくら			○	○	※			○	○			※高等部は肢体のみ	
	5	青陽須磨			○	○	○			○	○				
	6	いぶき明生		※	○	○	○			○	○			※幼稚園部は肢体のみ	
	7	あまよう			○	○	○				○				
	8	西宮			○	○	○				○				
	9	伊丹			○	○	○				○				
	10	宝塚			○	○	○				○				
	11	川西			○	○	○				○				
	12	ひまわり			○	○	○				○				
	13	明石			○	○	○				○				
	14	加古川		○	○	○	○				○				
	15	三木			○	○					○				
	16	小野			○	○					○				
	17	加西			○	○	○				○				
	18	書写			○	○	※					○	○	※高等部は肢体のみ	
	19	篠山		※	○	○	○				○	○		※幼稚園部は肢体のみ	

2 兵庫県における特別支援教育の推進

「兵庫県特別支援教育第四次推進計画（令和6～10年度）」に基づき、インクルーシブ教育システム*の理念の実現に向け特別支援教育を推進する。

取組の方向性

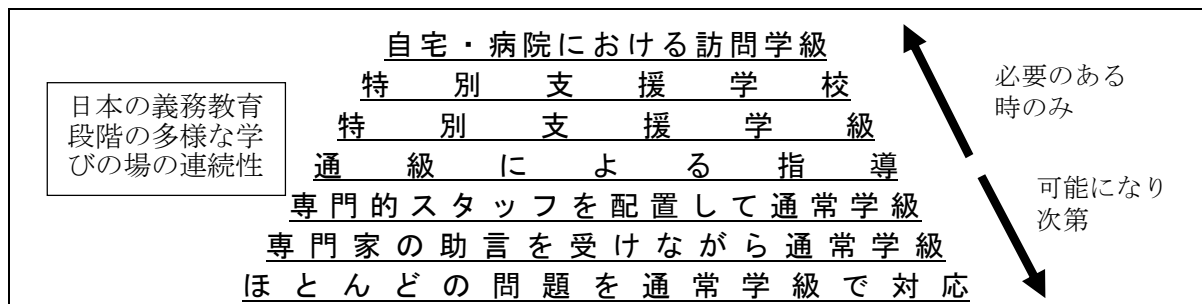
- 1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）
～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～
- 2 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）
～早期から卒業後へ支えつながる特別支援教育～



※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。

そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための教育の推進（報告）」

【H24.5 中央教育審議会初等中等教育分科会】資料より

連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）

I 多様性を認め合い、共に過ごすための条件整備の推進

一人一人が自分の良さや可能性を認識し、多様な他者を理解・尊重できるような教育環境づくりを進めるため、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮の提供等について理解促進を図るとともに、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共に認め合い、支え合うことができるよう、指導・支援を行う。

1 共に学び共に育つ教育環境づくりの推進

(1) 就学先等の決定に向けた共通理解の促進

① 市町教育相談等連絡協議会の開催

就学先の決定に向けては、市町組合教育委員会において、早期からのきめ細かな教育相談や、各学びの場の教育内容、支援体制を含む基礎的環境整備、合理的配慮の提供等について具体的な情報提供を行うことが重要である。関係機関との連携の在り方や、実施上の課題を協議することにより、市町における就学前からの教育相談・支援による適切な就学を推進する。

- 構成 市町組合教育委員会特別支援教育担当者、教育事務所特別支援教育担当者及び学校支援専門員
- 実施日 令和6年4月30日（火）
- 内容 就学前からの教育相談・支援や合理的配慮の提供等に関する協議及び実践発表 等

2 通常の学級等における特別支援教育の充実

(1) ユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業づくり研修の実施

すべての児童生徒にわかりやすい授業を実施するため、県立総合教育センターで実践研修等を実施する。



ユニバーサルデザインの視点を踏まえた学習環境整備の一例（「高等学校における授業のユニバーサルデザイン化」リーフレット（県立総合教育センター（R6年4月））より）

(2) 小・中学校への学校生活支援教員（LD、ADHD等通級指導担当教員）の配置

LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等の課題のある小・中学校児童生徒の安定した学校生活や集団生活を支援するため、支援地域拠点校(市町単位)に「学校生活支援教員」を配置する。自校通級のほか、他校通級及び巡回指導の実施も含め、児童生徒の個々のニーズに応じた支援を行う。

○ 配置人数 329人（神戸市除く）

○ 配置人数の推移 (単位：人)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小 学 校	107	115	150	221	225
中 学 校	65	67	76	94	104
合 計	172	182	226	315	329

※ 国において、H29～R8年度にかけて段階的に基礎定数化

(3) 高等学校における通級指導に係る実践研究事業の実施 7,462千円(国庫)

LD、ADHD等の課題のある生徒を支援するため、「通級による指導」を行う拠点校に通級指導担当教員を配置し、ニーズに応じて自校通級又は巡回指導を行うことで、どの高等学校に進学しても希望すれば通級による指導を受けられるよう体制を整備する。

① 研究校の指定

○ 拠点校・巡回校(高等学校)と協力校(特別支援学校)数の推移 (単位：校)

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
拠点校	12	14	17	20	21	22
巡回校	—	1	3	10	18	23
協力校	12	14	15	18	18	19

※ R3年度以降、特別支援学校によっては、複数の拠点校との協力校を兼ねる

- 拠点校：通級指導担当教員配置校22校（配置数26人（*印は2人配置））
巡回校：23校 協力校：19校

No.	拠点校（高等学校）	巡回校（高等学校）	協力校（特別支援学校）
1	東 灘	芦屋国際中等	芦 屋
2	神戸鈴蘭台	【新】神戸甲北	神 戸
3	湊 川	【新】青 雲	神 戸
4	淡 路	【新】淡路三原	あ わ じ
5	【新】西宮甲山		芦 屋
6	宝塚西	宝塚 宝塚東	こやの里
7	西宮香風*	国 際 【新】西 宮	【新】むこがわ
8	阪神昆陽*	尼崎工業 神崎工業	阪神昆陽
9	有 馬	【新】伊丹北	上野ヶ原
10	氷上西		氷 上
11	篠山産業		高 等
12	播磨南	明石清水 農業（定）	東はりま
13	多 可	【新】加古川西	北はりま
14	西脇北*	三木北	北はりま
15	太 子		播 磨
16	千 種	伊 和	西はりま
17	相生産業*	赤 穂	赤 穂
18	姫路北	【新】飾磨工業	姫 路
19	村 岡	浜 坂 香 住	出石みかた
20	但馬農業		出 石
21	豊岡総合	出 石 豊岡（定）	豊岡聴覚
22	和田山	生 野	和 田 山

○ 内 容

- ・通級による指導への柔軟な対応や個に応じた指導、特別の教育課程等の研究
- ・通級指導運営協議会の開催（年3回）
- ・地域の小・中学校との合同研究会（年2回）
- ・通級指導地域連携協議会の開催（年3回）
- ・「但馬モデル*」を参考にした、近隣の高等学校への理解啓発 等

※但馬モデル：但馬地区を4つのエリアに区切り、拠点校が各エリア内の学校をサポートする仕組み。

② 研究協議会の開催

実践事例発表、指導方法や実施上の課題についての協議を通して、卒業後を見据えた指導の充実や通級による指導の普及を図る。

- 対 象 県立学校特別支援教育コーディネーター、教育事務所担当者 等
(他都道府県教員含む)
- 日 程 10月
- 内 容 ・実践事例の発表
・卒業生、保護者、通級指導担当教員、関係機関等とのパネル
ディスカッション 等

3 交流及び共同学習の一層の充実

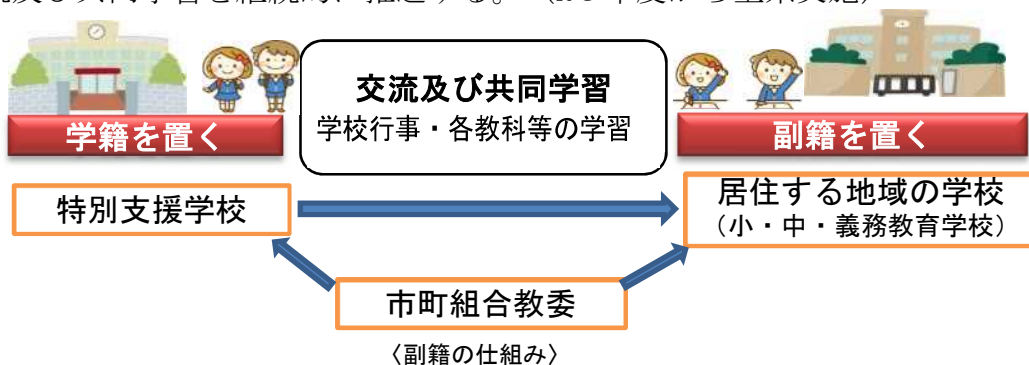
(1) 心のバリアフリー推進事業の実施

7,411千円

特別支援学校に通う児童生徒の自立と社会参加に向け、地域社会の一員として生きる力を育むため、交流や体験活動を実施する。

① 副籍を生かした居住地校交流の実施

特別支援学校（小・中学部）に在籍する児童生徒が、居住する地域の学校に副籍を置き、居住地校交流を実施することで、居住する地域との結びつきを強め、交流及び共同学習を継続的に推進する。（R5年度から全県実施）



② 特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習の推進

障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解を促進し、地域社会の一員として生きる力を共に育むため、県立特別支援学校と県立高等学校の交流及び共同学習を計画的・継続的に実施する。



PCソフトでオリジナル曲づくり
(姫路しらさぎと姫路商業高校)



交流体育祭
(姫路分教室と姫路別所高校)

ア 交流及び共同学習運営協議会の開催

- 対 象 全県立特別支援学校29校
- 実 施 日 令和6年5月28日（火）
- 内 容 交流及び共同学習に適した単元の内容や指導方法の一層の充実に向けた研修、情報交換 等

イ 交流及び共同学習研究協議会の開催

- 対 象 県立特別支援学校及び高等学校 等
- 日 程 11月
- 内 容 授業参観、講演、実践発表 等

③ **新** 県立特別支援学校「絆」プロジェクトの実施

「ひょうご教育の日」（11月1日）の制定に合わせ、県立特別支援学校を中心に、障害のある者と障害のない者との「絆」を深める取組を実施する。

- 対 象 全県立特別支援学校29校
- 内 容 障害者理解や多様性に関する講演会、パラスポーツを通じた交流会等、各校において企画

④ 体験活動の実施

キャンプ等の自然体験活動や、美術館・博物館等の見学、工場等の見学、生活自立に向けた体験活動等の社会体験活動を実施する。

- 対 象 公立特別支援学校の原則小学部高学年及び中学部の児童生徒
- 実施日数 1泊2日程度



牧場公園で動物との触れ合い
（豊岡聴覚）



しあわせの村でカレーづくり
（加西）

(3) 「インクルーシブな学校運営モデル」の構築

特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル」について、分教室及び阪神昆陽特別支援学校を運営するとともに、今後の方向性等について研究する。

① 高等学校への特別支援学校分教室の設置

交流及び共同学習を発展的に進めるため、施設（教室）、教育課程編成上の工夫等環境の整った高等学校に、特別支援学校分教室を設置する。

○ 設置校

分教室の本校	設置高等学校	設置年度
姫路	姫路別所	H23
こやの里（高2・3） 川西カリヨンの丘（高1）	猪名川	H26 R6
阪神	武庫荘総合	H27

○ 取組

- ・授業で共に学習（情報「プログラミング講座」、総合的な探究の時間 等）
- ・学校行事等を合同で実施（交流文化祭、交流体育祭、マラソン大会 等）



「産業社会と人間」の授業で2分間スピーチ
（阪神分教室と武庫荘総合高校）



分教室と高校生徒会の交流
（こやの里分教室と猪名川高校）

② 同一敷地内への特別支援学校と高等学校の設置

阪神昆陽特別支援学校（高等部）と阪神昆陽高校（多部単位制）を同一敷地内に設置（H24）し、両校の生徒が同じ教室や施設において共に学ぶ共同学習や、学校行事等を通じた積極的な交流を推進する。



「書道」の授業での共同学習

③ 新 「インクルーシブな学校運営モデル」研究事業の実施 500千円

「インクルーシブな学校運営モデル」の研究を行うため、研究協議会を開催する。

- 構成 10人（学識経験者、行政関係者、学校関係者）
- 回数 年4回（6/26、9月、12月、R7年2月）
- 内容
 - ・分教室の現状と課題の分析、今後の方向性
 - ・実現可能なインクルーシブな学校運営モデルの設置検討 等

Ⅱ 一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における指導・支援の充実

1 幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校における指導の充実

(1) チームで取り組む校内外支援体制の充実

各学校において組織的な対応が図られるよう、管理職研修及び教職員研修等を通じて、校内外支援委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、特別支援教育に係る校内外支援体制の機能充実を図る。

(2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用と引継ぎの推進

① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用

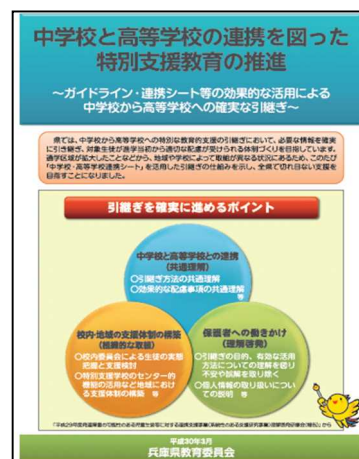
学習指導要領等に基づき、特別支援学級や通級による指導を受けるすべての児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する。

通級による指導を受けていない、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努める。

② 個別の教育支援計画や個別の指導計画等の引継ぎの推進

保護者の同意を得て、進級や進学にあたってサポートファイルや個別の教育支援計画、個別の指導計画の適切な引継ぎを進めることで、当初から適切な配慮が受けられる体制づくりを行う。

特に、高等学校への引継ぎについては、地域や学校によりその取組が異なることから、「中学校から高等学校への支援継続のための引継ぎのガイドライン (H29)」や「中・高連携シート」を活用し、全県で切れ目ない支援を推進する。



中学校と高等学校の引継ぎリーフレット (H30.3)

2 ICTの利活用等による特別支援教育の質の向上

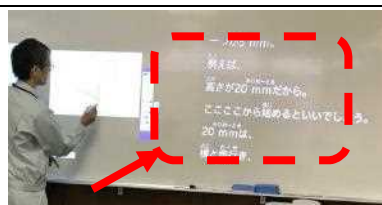
ICTの持つ特性を最大限活用することで、障害の状態や特性等に応じたきめ細かな指導・支援や、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会を提供する。

(1) 障害の状態や特性等に応じたICTの効果的な活用の促進

障害種別	指導・支援のための機器
視覚障害	視覚支援に係る情報機器（拡大読書機器・点字プリンタ等） アクセシビリティに関する、文字反転・読み上げ機能
聴覚障害	音声を文字化する「音声認識ソフト」
肢体不自由	視線で文字選択・入力し、意思伝達を図る「視線入力装置」
知的障害等	マウス操作が難しい場合の「ボタンマウス」等の入出力支援装置



拡大読書器



音声認識ソフト



視線入力装置



ボタンマウス

(2) 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究の実施

2,741千円(国庫)

障害のある児童生徒の将来の職業生活において求められる資質能力の向上のため、ICT活用における企業等との連携を通して効果的な指導方法等の調査研究を実施する。

① 検討会議の開催

- 構成 16人（学識経験者、就労・行政・学校関係者、保護者等）
- 回数 年3回（7/23、9月、R7年1月）
- 内容 遠隔システムを活用した就労支援や効果的な指導の在り方 等

② 研究協力校における取組

- 研究協力校 氷上、播磨、和田山、視覚、神戸聴覚、姫路聴覚
- 内容 ・生徒の在宅ワークに関する「しごと体験会」、職場体験実習
・在宅ワークに関する教員研修 等



企業等と連携した在宅ワークに関する「しごと体験会」（和田山）

(3) **新 DXハイスクール事業の実施**

29,931千円(国庫)

デジタル技術を活用し、生徒の自立と社会参加に向けた探究的な学びを充実させるため、高性能コンピュータ等ICT機器の環境整備を行う。

○ **対象校** 高等、氷上、和田山の高等部

○ **取組例**

学校名	内 容
高 等	3Dプリンタ等を活用したデジタルものづくりを通して立体や幾何学に親しませ、空間概念を育むとともに、他校と作品交流を実施。
氷 上	プログラミング教育やAIを活用した学習を強化するためICT環境を整備し、地域住民と連携したeスポーツ交流を実施。
和田山	企業と連携した在宅ワークの疑似体験が実施できる環境を整備するほか、eスポーツを通して理数に親しむ教育課程を編成。



eスポーツ大会の事前学習会
(氷上)

3 **自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実**

学校園で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、早期からの系統的なキャリア教育に取り組む。

(1) **キャリア教育・社会参加推進事業の実施**

13,158千円(一部国庫)

障害のある生徒の自立と社会参加に向け、特別支援学校のキャリア教育・職業教育について、有識者や関係団体・機関から意見を聴取し、就労等の社会参加の体制整備や取組の推進に係る方策等を検討する。

① **特別支援学校キャリア教育推進会議の開催**

- **構 成** 16人(学識経験者、企業・就労支援関係者、保護者等)
- **回 数** 年1回(2月)
- **内 容** 兵庫県特別支援学校技能検定の取組や企業・関係機関等と連携した推進方策についての協議 等

② **就職支援コーディネーターの配置**

- **配 置 校** 阪神分教室、姫路分教室 各1名
- **内 容** ・実習先確保、就職先開拓、企業等との連携強化
・他校への情報発信 等

③ 外部人材等の参画によるキャリア教育の推進

- 実施校 県立特別支援学校28校
(小・中・高等部を設置するすべての県立特別支援学校)
- 内 容 ・外部人材等の参画による授業改善
・就労先で求められる職務内容の実践的・段階的作業学習



「物流・品出し」での商品陳列（のじぎく）



「パソコン」の学習（西神戸高等）

④ 兵庫県特別支援学校技能検定の実施

- 実施校 県立特別支援学校27校
(高等部を設置するすべての県立特別支援学校)
- 実施分野 喫茶サービス（接客）、ビルクリーニング（清掃）、
物流・品出し（商品陳列）、パソコン（事務補助）
- 内 容 生徒が実践的・段階的作業学習で身に付けた技能等を審査評価し、
公的に証明する認定証（1～10級）を交付
- 検定部門別実施計画

部 門	種目数	月 日	会 場	受検申込者数
喫茶サービス	1	7/30 他5日	いなみ野 他5会場	135人
ビルクリーニング	3	7/26 他5日	姫路しらさぎ 他5会場	419人
物流・品出し	1	7/26 他5日	赤穂 他5会場	115人
パソコン	3	学校ごとに設定	各 校	917人
合計		18日	18会場（パソコン除く）	1,586人

注 受検申込者数は、延べ人数を記載



喫茶サービス部門



ビルクリーニング部門



物流・品出し部門

〔参考〕技能検定部門別認定数（R5実績 延べ人数）

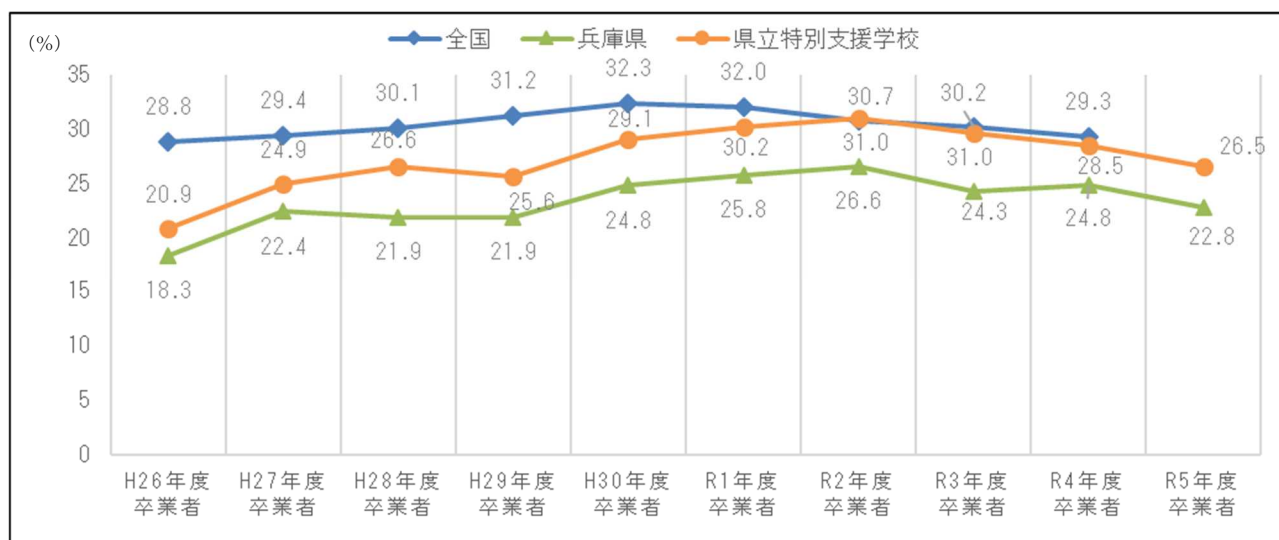
部 門	種目数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6～10級	合計
喫茶サービス	1	15	40	55	32	12	15	169
ビルクリーニング	3	10	45	94	95	73	96	413
物流・品出し	1	25	42	44	40	17	7	175
パソコン	3	63	136	102	130	137	449	1,017
合計		113	263	295	297	239	567	1,774

〔参考〕県立特別支援学校高等部卒業者の進路状況（R5実績）

卒業生数	進 学 者		専修学校 訓練校等	就職者	社会福祉施設等 入所・通所者	在 宅 その他
	大 学	専攻科				
701人	(0.7%) 5人	(0.3%) 2人	(3.9%) 27人	(26.5%) 186人	(64.9%) 455人	(3.7%) 26人

注 上段は全体に占める割合、下段は人数

〔参考〕特別支援学校高等部卒業者の就職率の推移【学校基本調査】



(2) 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究の実施(再掲)
2,741千円(国庫)

(3) 職業教育の推進

① 高等部専門学科・コースの指導

障害種別	学校名	学科・コース
視覚障害	視覚 本科	保健理療科
	専攻科	保健理療科
	専攻科	理療科
聴覚障害	神戸聴覚 本科	コミュニケーションデザイン科
	専攻科	コミュニケーションデザイン科
	姫路聴覚 本科	工業技術科
	本科	生活デザイン科
	専攻科	生活デザイン科
知的障害	西神戸高等	職業科
	阪神昆陽	職業科
	高等	職業科
	播磨	就業技術科
	阪神 分教室	職業コース
	こやの里 分教室 (川西カリヨンの丘)	社会・職業コース
	姫路 分教室	職業コース
肢体不自由	播磨	総合ビジネス科

② 国家資格取得等をめざした指導

- 対象校 視覚(高等部本科、専攻科)
- 内容 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の国家資格
- R5年度合格実績 延べ3人
(あん摩マッサージ指圧師1人、はり師1人、きゅう師1人)

Ⅲ すべての教職員の学びの継続による専門性の向上

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応を学校園全体で組織的に行えるよう、管理職のリーダーシップの下、校園内支援体制の充実に取り組むとともに、県立総合教育センターにおいて研修を実施し、すべての教職員の指導力向上を図る。

※教職員の研修・研究及び教育相談における一層の充実と合理化・効率化を図るため、「県立教育研修所」と「県立特別支援教育センター」を統合し「県立総合教育センター」を設置（令和6年4月～）

1 すべての学級における特別な支援が必要な幼児児童生徒への対応力の向上

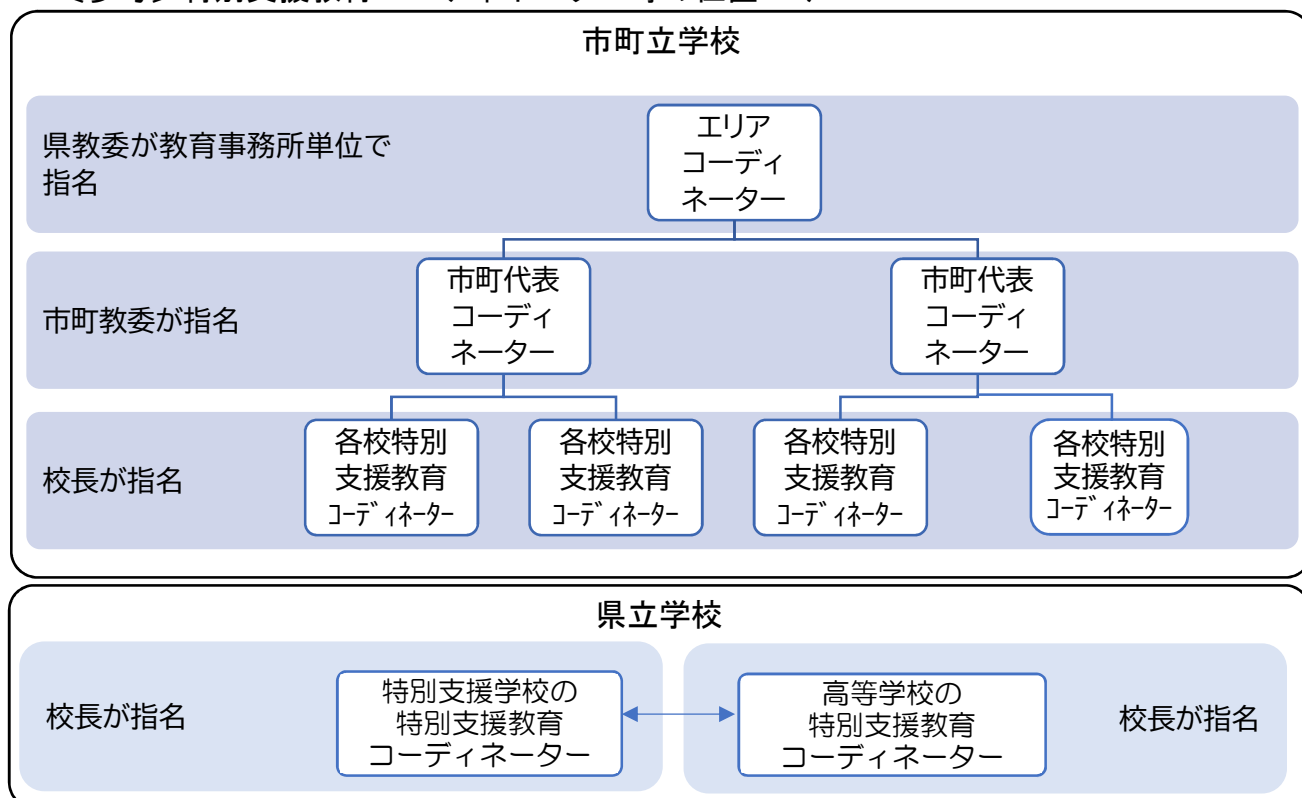
(1) 県立総合教育センターにおける研修

インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けた国の動向を踏まえ、兵庫県教員資質向上指標に基づき、障害種ごとの基礎的・専門的事項について研修を実施する。

① 指導力を高める職務研修 ※原則、対象者全員が受講する研修

講座名		講座数	対象	R6受講 予定人数
リーダー研修	次世代コーディネーター育成講座	1	小・中学校のエリアコーディネーター及び特別支援教育コーディネーター	75人
		1	高等学校の特別支援教育コーディネーター	155人
		1	特別支援学校の特別支援教育コーディネーター	44人
	自立活動リーダー育成講座	1	特別支援学校の特別支援教育コーディネーター	44人
新任特別支援学級担当者研修		6	新任特別支援学級担当教員	639人
通級指導教室担当者研修		3	通級指導教室担当教員	332人
教職経験者研修	初任者研修	1	特別支援学校新規採用教員	113人
	教職経験者(2年次)研修	1	特別支援学校採用2年目の教員	92人
	教職経験者(3年次)研修	1	特別支援学校採用3年目の教員	78人
	教職経験者(5年次相当)研修	1	特別支援学校採用4～6年目の教員	—
	中堅教諭等資質向上研修	1	特別支援学校採用11年目の教員	81人
	教職経験者(15年次相当)研修	1	特別支援学校採用12～15年目の教員	—
	兵庫県教員20年次研修	1	特別支援学校採用20年目の教員	—
計		20		1,653人

〔参考〕 特別支援教育コーディネーター等の位置づけ



② 選択研修

講座名	講座数	対象	R6受講予定人数
<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムと合理的配慮の基礎理解講座 ・ユニバーサルデザインの視点を生かした集団づくり講座 ・発達障害のある子どもの就労支援講座 等 	13	幼・小・中・高・特の教職員	818人

③ その他研修

研修名	回数 (R5実績)	対象	参加人数 (R5実績)
学校等からの要請に応じた訪問研修	7	幼・小・中・高・特の教職員、市町組合教育委員会担当者 等	642人

2 専門性確保に向けた取組の推進

(1) 学校園の中核となる人材育成のための専門性向上研修等の充実

① 特別支援教育に係る教員長期研修派遣事業の実施

特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、指導力と資質の向上を図るため、教員を大学、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「特総研」という。）に派遣する。

- 対 象 公立学校教員で、原則として教職経験年数3年以上概ね50歳未満の者
- 人 数 8人
- 派遣先 神戸大学、大阪教育大学、京都教育大学、特総研
- 期 間 1年間（特総研は2ヶ月）

② チームとしての校園内支援体制充実研修の実施

すべての管理職が、特別支援教育に係る校内支援体制の充実に向けリーダーシップを発揮できるよう、管理職研修会等を実施する。

研 修 名	回 数	対 象	R6受講 予定人数
地区別学校経営研究協議会	各1回/年	小・中学校の教頭	863人

※対象を「校長」と「教頭」とし、隔年で実施（教育事務所単位で実施）

③ 学級経営（特別支援教育）研究会の開催

各教育事務所管内における特別支援教育に係る課題や小・中学校の特別支援学級の経営について協議するため、地域別の研究会を開催する。

- 対 象 公立小・中学校の特別支援学級担当教員 等
- 時 期 6月～11月
- 会 場 県下6地区（教育事務所ごと）

④ 特別支援学校教務担当者等研究協議会の開催

特別支援学校学習指導要領についての理解を深め、教育課程の編成や実施上の課題等について協議するため、研究協議会を開催する。

- 対 象 特別支援学校の管理職・教員、市町組合教育委員会担当者 等
- 日 程 11月

⑤ 県立学校と市町立学校との人事交流の促進

小・中学校における特別支援教育の中核となる教員の養成及び学校としての専門性確保のため、県立特別支援学校と市町立小・中学校の双方向の人事交流を促進する。

- R6年度実施人数 県立特別支援学校から市町立小・中学校へ 4人
市町立小・中学校から県立特別支援学校へ 25人

(2) 特別支援学校教員の当該障害種別免許状保有率の向上に向けた取組等の推進

特別支援学校における教員の専門性を高めるため、特別支援学校教諭等免許状保有率の向上に向け取り組む。

- 免許状保有率 90.0% (R5年度) ※全国平均87.2%
- 県主催認定講習の実施
 - ・ 科目 7科目 (特別支援教育基礎論、障害児の心理・指導法 等)
 - ・ 定員総数 700人
- 免許保持者の採用促進
教員採用試験における「特別支援学校」枠での募集 (R7年度 120人)

IV 教育環境整備の推進

障害の重度・重複化や多様化、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加等を踏まえ、一人一人の障害の状態等に応じた教育的支援を行うなど、教育環境の充実を進める。

また、「県立特別支援学校における教育環境整備方針」（令和3年度策定）に基づき、県立特別支援学校の狭隘化対策など、教育環境整備を推進する。

1 学校園や幼児児童生徒の状態に応じた課題等への対応

(1) 障害の特性に応じた教育環境の充実

① 特別支援学校医療的サポート推進事業の実施 114,251千円(一部国庫)

日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう、県立学校に医療的ケア指導医を派遣するとともに、看護師を配置する。

- 対象 対象幼児児童生徒が在籍する県立特別支援学校19校
- 看護師配置人数 89人
- 内容 たんの吸引、経管栄養、気管切開部の管理、酸素吸入 等

② 新 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究 1,500千円(国庫)

医療的ケア児の登下校時の保護者の負担を軽減するため、モデル研究校*を指定し、福祉車両等を活用した医療的ケア児の適切な通学方法の調査研究を行う。

ア 運営協議会の開催 ※モデル研究校：東はりま、氷上、出石

- 回数 年2回（5/30、R7年1月）
- 内容 ・研修実施体制の構築
・医療的ケア児通学支援マニュアルの作成 等

イ 医療的ケア児支援研究協議会の開催

- 回数 年2回（7/24、12月）
- 内容 ・通学支援モデル研究校による実践発表
・連携に向けての研究協議

ウ 通学支援モデル研究校による情報交換等連絡会の開催

- 回数 年4回（4/24、7/24、9月、11月）

③ 看護師等研修会の実施

学校で医療的ケアを実施する看護師等について、学校現場で多職種が協働するための研修を実施する。

- 対象 県立学校に配置する看護師、養護教諭、管理職 等
(市町立学校に勤務する看護師等含む)
- 回数 年2回（7/24、12月）
- 内容 ・医師、看護師等による講演
・多職種連携に向けた協議 等

(2) 学校や地域の実情等に応じた課題への適切な対応

① スクールカウンセラー等外部専門家の配置 7,343千円

特別支援学校の児童生徒の心理的な問題を解決するため、スクールカウンセラー等を配置するとともに、教職員を対象とするカウンセリングマインド研修(校内研修)を実施する。

- 対象校 県立特別支援学校28校
(小・中・高等部を設置するすべての県立特別支援学校)
- 派遣回数 高等部のみ特別支援学校4校：2回程度/月
上記以外の特別支援学校：1回程度/月
※状況に応じて緊急時派遣を実施

② スクールロイヤールの配置

県立学校に寄せられる様々な要望・問題に対し、直接スクールロイヤールから法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援する。

③ 高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援対策の実施 13,570千円

教育上特別の支援を必要とする生徒に対して、障害による困難を克服するための教育環境を整備するため、学校生活で支援が必要な生徒が在籍する県立高等学校に支援員を配置し、学校生活や学習活動を支援する。

- 配置人数 9人
- 内容 ・学校生活支援員(肢体不自由のある生徒) 7人(7校)
・学習活動自立支援員(発達障害のある生徒) 2人(2校)

(3) **新** 特別支援学校における通学環境の改善 122,355千円

特別支援学校通学支援検討委員会の提言(R5)*を踏まえ、特別支援学校のスクールバスにおける長時間乗車の改善や児童生徒及び保護者等の負担を軽減するための対策を実施する。

※・長時間乗車は、児童生徒に身体的・精神的な負担を与え、教育活動に影響を及ぼすことから、最長乗車時間を全国平均(78分)以下を目安にした目標設定
・バス停で待つ児童生徒や保護者等の負担軽減に向け、交通渋滞等のタイムリーな遅延情報の提供

① 最長乗車時間の短縮(90分→75分)

- 内容 ・スクールバスの増車(R6対象校：いなみ野、
姫路しらさぎ、西はりま、出石、のじぎく)
・高速道路の利用(R6対象校：姫路)

② 保護者等の負担軽減

- 内容 ・スクールバス位置情報確認サービス(アプリ)の導入

2 地域の実情に応じた特別支援学校の整備等の推進

(1) 阪神地域における知的障害特別支援学校狭隘化対策の実施

2,321,550千円(-部国庫)

川西カリヨンの丘特別支援学校を開校するとともに、むこがわ特別支援学校の新校舎整備により、狭隘化対策及びこぼと聴覚特別支援学校との一体的整備を実施する。

① 川西カリヨンの丘特別支援学校の開校

- 所在地 川西市丸山台
- 開校時期 R6年4月 (R5年10月校舎完成)
- 障害種別 知的障害 (小・中・高等部)
- 児童生徒数 124人 (R6.5.1現在)
- 通学区域 川西市、猪名川町



カリヨンの鐘

② むこがわ特別支援学校の整備

- 所在地 西宮市田近野町 (旧尼崎市立尼崎養護学校)
- 障害種別 知的障害 (小・中・高等部)、聴覚障害 (保育相談部、幼稚部)
- 児童生徒数(予定) 知的障害 240人、聴覚障害 42人
- 通学区域 知的障害 (西宮市南東部)、聴覚障害 (県下全域)
- 総事業費 約73億円
- スケジュール
 - R4年度 小・中学部開設
 - R4～6年度 新校舎建築工事
 - R6年度 高等部開設 (1年生のみ (学年進行))
 - R7年度 知的部門新校舎供用開始
現校舎解体撤去、グラウンド等整備
 - R8年度 聴覚部門開設、全面供用開始



川西カリヨンの丘特別支援学校
校舎外観



むこがわ特別支援学校
校舎完成イメージ

(2) 東播磨地域の知的障害特別支援学校狭隘化対策の実施 1,550,415千円(-部国庫)

東播磨地域における在籍児童生徒数の増加を見据え、3校の整備による狭隘化対策を実施するとともに、通学区域を再編する。

① いなみ野特別支援学校の建替 564,421千円

- 所在地 加古郡稲美町国安
- 整備内容 現校舎を解体し、新校舎に建替 (R9年度供用開始)
- 主な特徴
 - ・グラウンドや中庭に開かれた教室配置
 - ・障害者アートが展示できるアートギャラリーや、地域交流スペースの設置
 - ・余裕のあるバス乗降スペースの確保 等
- 児童生徒数(予定) 350人 ○ 総事業費 約81億円
- スケジュール R5～6年度 設計、仮設校舎設置、現校舎解体
R7～9年度 校舎新築工事、供用開始

② 東はりま特別支援学校の増築 535,326千円

- 所在地 加古郡播磨町北古田
- 整備内容 校舎を増築 (R7年10月供用開始)
- 主な特徴
 - ・既存校舎を遮らない校舎配置
 - ・昇降口や廊下に障害者アート等の展示スペースの設置
 - ・雨天時等を考慮したバス待ちスペースの確保 等
- 児童生徒数(予定) 330人 ○ 総事業費 約10億円
- スケジュール R5年度 設計
R6～7年度 校舎増築工事

③ 東播磨地域新設特別支援学校(仮称)の整備 450,668千円

- 所在地 加古川市平荘町(旧加古川市立平荘小学校(R6年3月閉校))
- 開校時期 R8年4月
- 障害種別 知的障害(小・中・高等部)
- 児童生徒数(予定) 170人 ○ 総事業費 約40億円
- 整備内容 現校舎の改修(R8年度供用開始)、校舎を新築(R9年度供用開始)
- 主な特徴
 - ・既存校舎を活かした校舎配置
 - ・土地造成により高低差を解消し、正門からのアプローチを改善
 - ・アートギャラリーのあるエントランスホール、地域交流室やカフェの設置 等
- スケジュール R5～6年度 設計
R7～8年度 現校舎改修工事、校舎新築工事



いなみ野特別支援学校



東はりま特別支援学校
校舎完成イメージ



東播磨地域新設特別支援学校(仮称)

(3) 豊岡聴覚特別支援学校・出石特別支援学校の発展的統合 924,330千円

但馬地域の聴覚障害教育の機能の充実及び小学部から高等部までの知的障害教育の一貫した教育支援体制の充実等を図るため、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校を発展的に統合し、但馬地域に新たな特別支援学校を整備する。

① 但馬地域新設特別支援学校（仮称）の整備

- 設置場所 豊岡市九日市上町（現JAたじま所有地を取得予定）
- 開校時期 R9年4月
- 障害種別 聴覚障害（保育相談・幼・小・中・高等部）
知的障害（小・中・高等部）
- 児童生徒数(予定) 90人
- 総事業費 約50億円
- 整備内容 校舎新築（寄宿舍含む）
- 主な特徴
 - ・寄宿舍（対象：聴覚部門）の設置
 - ・芸術文化専門職大学との交流ができる多目的室の設置
 - ・農園や野外交流広場の整備
 - ・アートギャラリーを設けた屋内エントランスホールや、カフェスペースの設置 等
- スケジュール R5～6年度 設計
R7～8年度 建築工事等



校舎完成イメージ

I 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

特別な支援を必要とする障害のある幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、小・中学校等と特別支援学校との連携によるエリアコーディネーターを核とした支援体制を強化するとともに、学校園等教育機関、保健・福祉機関、医療機関、労働機関、地域住民の連携を深める。

1 学校園等教育機関との連携

(1) 特別支援学校のセンター的機能の発揮による支援体制の充実

障害のある幼児児童生徒が必要とする支援の多様化に対応するとともに、小・中学校等が主体的に判断・解決できる学校解決力を高めるため、特別支援学校を核とした連携を強化し、特別支援学校のセンター的機能の充実に取り組む。

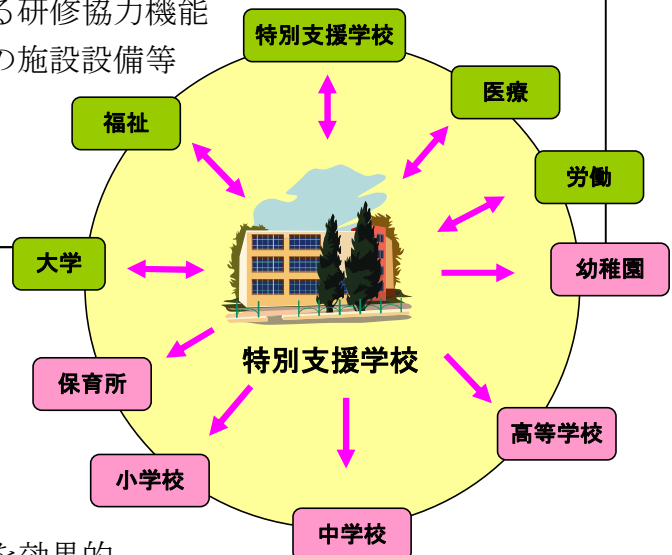
特別支援学校のセンター的機能

(1) 機能

- ・ 小・中学校等の教員への支援機能
- ・ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ・ 保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連絡・調整機能
- ・ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

(2) 相談件数

延べ9,563件（R5実績）



① 「支援マップ」の活用

特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割を地域別、機能別に示した「支援マップ」を活用する。

(2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する教育相談 5,807千円

県立総合教育センターにおいて、障害のある幼児児童生徒に関する教育相談を実施する。また、LD、ADHD等支援を要する幼児児童生徒の教育的ニーズに対応するため、指導助言体制を整備する。

① 教育相談体制の充実

- 相談員 10人（専門分野：児童精神科2人、小児科2人、教育心理学2人、心理学2人、教育学2人）、心理判定員1人
- 内容 ・就学等に関する情報提供、指導助言、発達検査の実施
・LD、ADHD等に関する相談・支援等
- 設置場所 心の教育推進センター（県立総合教育センター内）
- 相談方法 面談・電話
- 相談件数 51件（R5実績）
- その他 ひょうご発達障害者支援センター及び県立こども発達支援センター等との連携

② 学校への「ひょうご専門家チーム」の派遣

- 構成 LD、ADHD等に関する専門知識を有する教育・医療・心理関係者
- 派遣件数 3件（R5実績）
- 派遣内容 困難事例について、学校園及び市町組合教育委員会からの要請により、専門家チームを派遣し教員等へ指導助言

(3) 関係機関との連携強化による支援体制の整備

① 「学校問題サポートチーム」による支援

特別支援教育や生徒指導等の学校運営上の諸課題に対し、教育事務所長のリーダーシップの下、「学校問題サポートチーム」による効果的・機動的な支援を行う。

- 配置場所 教育事務所（6ヶ所）
- 構成 チームリーダー、学校支援専門員、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー等

② エリアコーディネーターを核とした支援体制の構築

小・中学校の通常の学級における、学級づくりや校内資源の活用方策を含めた校内支援体制への助言を行うため、専門性の高い小・中学校教員にエリアコーディネーターを委嘱する。

- 委嘱人数 12人（小・中学校教員の中から教育事務所ごとに委嘱）
- 内 容 ・通常の学級における学級・授業・環境づくりへの助言 等

③ 広域特別支援連携協議会の開催

発達障害等のある特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する総合的な支援体制の整備を図るため、広域特別支援連携協議会を開催する。

- 構 成 27人（学識経験者、関係機関、教育関係者 等）
- 日 程 令和7年2月
- 内 容 ・関係機関の連携による切れ目ない相談・支援体制づくり
・サポートファイル及び個別の教育支援計画の活用
・支援の主体が替わる就学移行期の引継ぎの在り方 等
- 関連会議 ・市町特別支援連携協議会（各市町） 年1～2回
・地域特別支援連携協議会（各教育事務所）年1～2回

2 保健・福祉機関との連携

(1) 早期からの一貫した切れ目ない教育相談・支援体制の充実

早期に発見し、乳児期から幼児期の療育段階、学齢期以降の教育段階へと地域で切れ目なく支援を受けられるよう、保護者や保健・福祉等の関係機関との連携を推進する。

① 「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を活用した一貫した指導・支援の充実

学校と放課後等デイサービス事業所等との連携など、教育・家庭・福祉における一貫した支援を組織的・継続的に推進する。

- 内 容 ・連携マニュアルの周知及び積極的活用の推進
・理解啓発動画の配信

教育・家庭・福祉の
連携マニュアル（R3.3）



(参画する主な会議)

- 会 議 兵庫県聴覚障害児支援協議会（福祉部主催）
- 構 成 医療・保健・福祉・保育・教育行政・学校関係者 等
- 回 数 年2回程度
- 内 容 ・聴覚障害児支援に係る中核機能の設置
・聴覚障害児及びその家族への支援 等

3 医療機関との連携

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が、安心して学校園で学ぶことができるよう、また保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校園における医療的ケアの実施体制を整備する。

(1) 兵庫県医療的ケア運営協議会の開催

兵庫県内の学校における医療的ケアの実施体制の充実や実施上必要な事項を協議するため、運営協議会を開催する。

- 構 成 学識経験者、教育・医療・行政関係者、保護者代表等
- 回 数 年2回（7/4、R7年2月）
- 内 容 ・関係機関と連携した医療的ケア実施体制の充実
・医療的ケア児支援法を踏まえたガイドラインの改訂
・医療的ケア児通学支援マニュアルの検討

「学校における医療的ケア」
リーフレット（R3.2）



4 労働機関との連携

障害のある生徒等の自立と社会参加に向け、個々のニーズに応じた進路実現をめざすため、企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携した相談・支援体制の整備及び企業や保護者等への理解促進に取り組む。

(1) 特別支援学校キャリア教育推進会議の開催【再掲】

(2) 就職支援コーディネーターの配置【再掲】

(3) 企業関係者等への理解促進

企業等への理解啓発とともに、生徒の多様なニーズにマッチする就労体験先の開拓に取り組む。

○ 内 容

- ・ 技能検定や企業内実習の協力依頼に関するリーフレットを県経営者協会等に配布
- ・ 全国障害者雇用協会や中小企業家同友会等と連携した企業説明会や学校見学会、「しごと体験会」を開催



技能検定リーフレット



企業内実習協力依頼リーフレット

5 地域住民との連携

地域住民や保護者等の協力を得て、子どもたちが自立し社会参加できる環境の充実を図るとともに、地域とのつながりを意識した指導・支援の充実に取り組む。

II 共生社会の実現に向けた特別支援教育に関する理解促進

障害のある人が、生涯にわたって文化芸術活動やスポーツ等の余暇活動を通して社会参加していくため、在学中から地域とつながり、芸術やスポーツに親しむ機会を提供するとともに、県民に向けた理解啓発を促進する。

1 将来につなぐ余暇活動や交流活動の推進

(1) 「みんなのアート展（兵庫県特別支援学校等作品展）」の開催

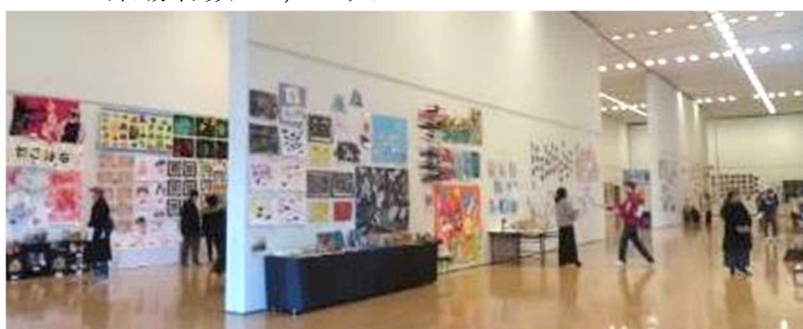
県内の特別支援学校の幼児児童生徒が、多彩な才能を発揮する機会とするとともに、県民に特別支援教育への理解啓発を促進するため、第20回となる「みんなのアート展」を開催する。

○ 会 期 令和7年1月16日（木）～19日（日）

○ 会 場 県立美術館ギャラリー棟

○ R5実績

- ・ 出品点数 2,176点（絵画、彫刻、陶芸、書道、工芸等）
- ・ 来場者数 1,016人



「みんなのアート展」会場の様子



兵庫県知事賞
「舌を出して、草を食べているキリン」

(2) 「青空市場（県立特別支援学校高等部作品販売会）」の開催

作業学習等で生徒が作成した作品を販売する活動を通して、特別支援学校における教育活動についての県民の理解促進を図る。

○ 日 程 令和6年11月3日（日）

○ 会 場 しあわせの村

○ R5実績

- ・ 参加校数 県立特別支援学校6校
- ・ 来場者数 約940人



「青空市場」会場の様子

(3) 「ひょうご障害者の生涯学習」連携コンソーシアムの開催

障害者の生涯学習支援について、関係機関が連携コンソーシアムを開催することにより、障害者の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークの構築をめざす。

- 構成 大学、当事者団体、特別支援学校、社会福祉法人、民間企業、障害者の生涯学習に関わる団体 等
- 回数 年3回（6/19、9月、R7年1月）
- 内容 障害者の生涯学習の支援に関すること



聴覚、知的、身体に障害のある選手による軟式野球「ダンデライオンズ」（神戸市）



障害のある人の学習機会を増やす支援活動「オープンカレッジ」（朝来市）

2 県民への理解啓発

(1) 特別支援教育フォーラム・キャリア教育発表会の実施

- 日程 令和6年11月4日（月）
- 場所 芸術文化観光専門職大学（豊岡市）
- 対象者 保護者、教員等を想定
- 内容 有識者による基調講演、企業関係者等からのキャリア教育等に関するパネルディスカッションの実施 等

(2) 生徒によるカフェの運営等、地域に開かれた取組の推進



定期出張喫茶「TARO COFFEE（タロウ コーヒー）」
（阪神分教室）



「光都0円ストア」の開催による子供服交換会
（西はりま）

インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けた制度整備の状況

我が国は、国連総会において採択（平成18年12月）された「障害者の権利に関する条約」を批准し、同条約のインクルーシブ教育システムの理念の実現に向け、国内法の整備を進めている。

令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」においても、「今後の教育政策に関する基本的な方針」の中で「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」が掲げられ、特別支援教育の推進は基本施策の一つとされている。

（法・制度整備の状況）

○ 障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供

平成25年6月 障害者差別解消法制定（平成28年4月施行）

平成28年3月 県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応要領策定

令和4年6月 事業者に対して合理的配慮提供の法的義務を課すなどの改正公布

令和4年9月 国連障害者権利委員会から日本政府への勧告

「合理的配慮」の提供にあたって

・障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるよう、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、発達段階を考慮しつつ、意思の表明等に基づく、合意形成を図ったうえで提供される。

○ 特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成

平成28年6月 発達障害者支援法一部改正（同年8月施行）

平成29年3月 学習指導要領（小・中学校）公示（令和元年4月小学校、令和2年
4月中学校実施）

平成30年3月 学習指導要領（高等学校）公示（令和4年4月より学年進行で実施）

○ 高等学校における通級による指導の制度化

平成28年12月 学校教育法施行規則一部改正（平成30年4月施行）

○ 家庭と教育と福祉の一層の連携推進

平成30年3月 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

平成30年8月 学校教育法施行規則一部改正（保護者や医療、福祉、保健、労働等
関係者と連携した個別の教育支援計画作成に関する規定を追加）

○ 学校における医療的ケアの今後の対応

平成31年2月 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ

- ・ 総括的な管理体制構築のための医療的ケア運営協議会設置
- ・ 重要事項に関するガイドライン策定

○ 医療的ケア児及びその家族が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現

令和3年6月 医療的ケア児支援法制定（同年9月施行）

- ・ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援の実施
- ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携による切れ目ない支援の実施

○ 難聴児本人及びその家族に対する早期支援実施のための方策

令和元年6月 厚労省と文部科学省による「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」

令和4年2月 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針策定

- ・ 難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各都道府県それぞれの実態を踏まえて整備

○ 連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備の着実な推進

令和3年1月 中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」

- ・ 障害のある子どもの学びの場の整備・連携強化
- ・ 特別支援教育を担う教師の専門性向上
- ・ 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

○ 障害のある子どもの学校や学びの場の適切な選択

令和3年6月 文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」改訂

令和4年4月 文部科学省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」

○ インクルーシブ教育システムの推進に向けた関連施策等の一層の充実

令和5年3月 文部科学省「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）」

令和5年3月 兵庫県教育委員会「特別な支援を要する児童生徒等への合理的配慮の提供について（通知）」

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の関係法令等

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第72条 **特別支援学校**は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第74条 **特別支援学校**においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第81条 **幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校**においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

※ この条文が、特別支援教育はすべての学校園において行われることの根拠規定となっている。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、**特別支援学級**を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

○ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第140条 **小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校**において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、（略）特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

※ この条文が、**通級による指導**の根拠規定となっている。